

## 第12回福井地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成21年6月3日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

岡崎真尚委員,川本豊子委員,小林幸夫委員,坪井宣幸委員,坪田康男委員,  
長門栄吉委員長,宮脇美恵子委員,山下裕己委員

(以上8名出席)

#### (2) オブザーバー

平野剛史裁判官

#### (3) 事務担当者

杉山事務局長,高見民事首席書記官,平松刑事首席書記官,加藤総務課長,  
長谷川総務課課長補佐

### 4 議事

#### (1) 新任委員(長門委員)の紹介(坪井委員長代理)

#### (2) 委員長の選任(坪井委員長代理)

長門委員を選任

#### (3) 委員長あいさつ

#### (4) 労働審判制度についての説明

ア 制度の概要について(説明者:平野裁判官)

イ 事件動向について(説明者:高見民事首席書記官)

#### (5) 意見交換

### 5 意見交換時の意見等の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

期 日：未定

テーマ：未定

以 上

(別紙)

### 意見交換時の意見等の要旨

( :委員長, :委員, 事務担当者)

: 個別労働紛争については、労働局等の手続を利用することも考えられるが、福井の実情として、労働審判手続は、労働局等の手続を経由して行くことが多いのか。

: 平成19年度のデータであるが、福井労働局の民事上の個別労働紛争相談件数は1778件、あっせんの件数は73件であった。同年の福井地裁の労働審判事件の新受件数は3件で、あっせんの件数の4パーセント程度である。

一方、東京では、個別労働紛争相談件数は約2万件、あっせんの件数は1430件である。同年の東京地裁の労働審判事件の新受件数は485件で、あっせん件数の約33パーセントである。

この数字から、福井ではあっせん手続後に労働審判手続に移行するケースは比較的少ないように思われる。

: 労働局等での制度では解決できなかったために、裁判所の労働審判手続を申し立ててきたかどうかは分かるか。

: 申立てに至るまでの経過に関するデータはないが、審判手続の申立書の記載から、労働局のあっせんを経由してきたことが分かるケースはあった。

: 福井における労働審判事件の実情であるが、福井は、全国と比較すると労働審判事件の申立件数が少ない。労働審判手続は3回以内の期日で集中して審理を行うが、法律的知識を踏まえ、早期に主張立証を行うことが求められることから、弁護士を代理人にすることが多いようである。当事者としては、弁護士費用の負担もあり、申立てまで至っていないということも考えられる。

: 労働審判制度は、都会の弁護士を中心に制定を要求した経緯があり、東

京等ではもともと潜在的な需要があったと思われるが、福井には中小企業が多く、大ごとにしづらいといった面があり、労働審判事件の申立件数が少ないのではないかと思われる。また、解雇されて申立費用がない場合には、法テラスの法律扶助という立替えの制度が利用可能である。

- : 労働審判手続の手数料については、どのようになっているか。
- : 訴訟事件の半額である。具体例を挙げると、訴訟事件の訴額が160万円の場合、訴訟における申立手数料は1万3000円となるが、労働審判における手数料は6500円となる。訴額が上がれば手数料も上がることになる。
- : 労働審判手続は、費用が廉価であることも制度の特徴となっている。
- : 私が個別労働紛争の当事者という立場で考えた場合、福井では地域の企業も労働組合もしっかりしているので、まずは労働組合で解決を図ろうとすると思われる。その結果、労働審判手続を利用しないのではないか。  
私が紛争の相談を受けた場合、裁判所ではなく、法テラスを紹介する。
- : 法テラスに相談等に行くことで、そのうちの数件は弁護士や裁判所にも案内されてくるとと思われる。
- : 私の周辺で今までに個別労働紛争が起きたことはないが、これは、労働基準監督署の指導が効果を発揮しているからかもしれない。裁判所は敷居が高く、利用しづらいイメージがある。
- : リーフレットの内容について、分かりやすいかどうかなど、ご意見、感想を伺いたい。
- : 申立人代理人などは弁護士に限られているのか。弁護士に限られているのなら、代理人ではなく弁護士と記載したほうがよいのではないか。
- : 代理人は原則弁護士であるが、例外もあるので、弁護士とは記載していない。
- : 裁判所以外の手続や相談窓口など多くの選択肢を示すともっと分かりや

- すくなるということはないか。
- ： 法テラスなど他機関と連携した内容になっていると良いと思う。
  - ： 労働局が主催し，裁判所，福井県，福井県労働委員会，法テラスの関係機関で構成する個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会という協議会があるので，そのような機会に連携したリーフレットの作成について協議できればと思う。
  - ： 労働審判手続は，地裁本庁にしか申し立てできないということであるが，遠隔地の者からすると非常に不便である。
  - ： 各労働者のニーズに応じて手軽に利用できるかけ込み寺的な存在が身近にないと十分な救済はできないのではないか。裁判所だけでなく，関係機関の連絡協議会などの機会を利用して対策を立てる必要があると思われる。
  - ： かけ込み寺的な存在があることを一般の方に周知していただきたい。
  - ： 福井における最近の雇用情勢にはどのような傾向が見られるか。
  - ： これまで不況による解雇の問題が報道で取り上げられていたが，最近，福井県の嶺北地方にある電気や自動車部品関連の企業については回復傾向にあり，正規雇用者が対象ではあるが，また残業が始まったと聞いている。
  - ： 福井県の嶺南地方では，業種に関係なく，一週間のうち2日程度の勤務で，残りの日は別にアルバイトをしないといけないような厳しい状況がまだ続いているようである。
  - ： 労働審判制度の広報については，どうすべきか，ご意見をお願いしたい。
  - ： 労働審判制度だけの広報ではなく，先程の個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を構成する各機関が連携して広報を行う必要があるのではないかと。
  - ： 労働審判制度をよく知ってもらえるような広報が必要である。
  - ： 利用者の多様なニーズに応じた迅速な救済が得られるように，裁判外の

紛争解決手段（ADR）の活用も含め，裁判所と関係機関が連携，協力していくことが重要である。

以 上